# Ⅱ 資料編

# ○健康福祉に関する相談体制

本章では、県の健康福祉に関する相談体制を掲載しています。

# 1 健康福祉に関する相談体制

## (1) 保健医療関係相談窓口一覧

	:健医漿関係相談		<b>最红亚口丛</b>	n于 88 44
相談項目	相談内容	相談先	電話番号等	時間等
	休日・夜間緊急医 の検索			
医療機関情報	が快業 休日夜間急患セン	  医療情報ネット	https://www.iryou.teik	
等	外口校同急思センターの案内	(ホームページ)	youseido.mhlw.go.jp	24時間
		† ``	2	
	医療機関の検索			
	休日・夜間の緊急			
<b>]</b>	医の案内			
休日・夜間の		電話案内サービス(医療情報ネッ	0570-000692	24時間
緊急医案内	場合は消防署に救 急車を要請してく ださい。	<b>F</b> )	(電話・FAX)	
	12 C V '0		プッシュ回線・携帯	
長野県救急安	病気やけがなどの		フックュ回線・携帯 電話の場合 #7119	THE 10th 77 0th
心センター	救急医療に関する	長野県救急安心センター	アナログ回線・IP	平日:19時~翌8時
(#7119)	相談	(#(シャープ)7119)	電話の場合	土日祝日:8時~翌8時
			026-231-3021	
			プッシュ回線・携帯 電話の場合 #8000	
	小児の病気やけが		電話の場合 #8000 アナログ回線・IP	£ 17
小児救急電話	などの救急医療に	小児救急電話相談 (# (*/7*) 8000)	電話の場合	毎日
相談	関する相談	(#(シャープ)8000)	026-235-1818	19:00~翌8:00
			(R4.10から番号が変更	
			となっています。)	日。A 0:00-10:00
		佐久総合病院 佐久医療センター がん相談支援センター	0267-88-7184	月~金 9:00~16:00 第2·4士9:00~11:30
		信州上田医療センター	0000 00 1000	
		がん相談支援センター	0268-22-1895	月~金 9:00~16:00
		諏訪赤十字病院	0266-57-7502	月~金 8:30~16:30
		がん相談支援センター	0200 01 1002	\\ \frac{1}{2} \frac{7\cdot 0.00}{2}  \text{10.00}   \text{10.00}   \text{10.00}   10.
		伊那中央病院 がん相談支援センター	0265-96-0562	月~金 8:30~17:15
		飯田市立病院		<b>.</b>
		がん相談支援センター	0265-21-2010	月~金 8:30~17:15
		県立木曽病院	0264-22-	月~金 9:00~16:30
がんに関する		がん相談支援センター	2703(内)2191	\1 \\ \text{7.00} \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
相談		信州大学医学部附属病院 がん相談支援センター	0263-37-3045	月~金 9:00~17:00
		相澤病院	0000 00 11551	П А о се и с с с
		がん相談支援センター	0263-33-1251	月~金 9:00~16:30
		北アルプス医療センターあづみ病院	0261-62-3166	月~金 9:00~16:00
		がん相談支援センター	0201 02 0100	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
		長野赤十字病院 がん相談支援センター	026-217-0558	月~金 9:00~17:00
		長野市民病院		н А
		がん相談支援センター	026-295-1292	月~金 8:30~17:15
		北信総合病院	0269-23-2005	月~金 8:30~17:00
		がん相談支援センター		\\ \( \) \(
		健康福祉部介護支援課	TEL 026-235-7121	
	療養病床再編成に	佐久保健福祉事務所	FAX 026-235-7394 0267-63-3140	
		上田保健福祉事務所	0268-25-7122	1
	患者の介護に関す	諏訪保健福祉事務所	0266-57-2910	]
	る相談、介護施設	伊那保健福祉事務所	0265-76-6810	
		飯田保健福祉事務所	0265-53-0410	1
	る相談、介護保険適用の療養病床に	木曽保健福祉事務所 松本保健福祉事務所	0264-25-2218 0263-40-1911	1
	関する相談	大町保健福祉事務所	0261-23-6507	1
療養病床の再	IN A THRY	長野保健福祉事務所	026-225-9085	]
療食病床の音 編成に関する		北信保健福祉事務所	0269-62-3604	月~金
相談		健康福祉部医療政策課	TEL 026-235-7145	8:30~17:15
		佐久保健福祉事務所	FAX 026-223-7106 0267-63-3162	-
1	入院患者の医療に	上田保健福祉事務所	0268-25-7147	
		諏訪保健福祉事務所	0266-57-2925	
	保険適用の療養病	伊那保健福祉事務所	0265-76-6835	]
1	床に関する相談、	飯田保健福祉事務所	0265-53-0442	
1	許可病床の種別変	木曽保健福祉事務所	0264-25-2231	
	更に関する相談	松本保健福祉事務所 大町保健福祉事務所	0263-40-1937 0261-23-6525	
		長野保健福祉事務所	026-223-2131	1
		北信保健福祉事務所	0269-62-3105	

相談項目	相談内容	相談先	電話番号等	時間等	
		長野県医療安全支援センター 【健康福祉部医療政策課内】	TEL 026-235-7276 FAX 026-223-7106		
		佐久保健福祉事務所			
		医療安全支援センター	0267-63-3162		
		上田保健福祉事務所 医療安全支援センター	0268-25-7147		
		諏訪保健福祉事務所 医療安全支援センター	0266-57-2925		
		伊那保健福祉事務所	0265-76-6835		
		医療安全支援センター 飯田保健福祉事務所	0265-53-0442	月~金 9:00~16:30	
医療に関する	医療に関する心配	医療安全支援センター 木曽保健福祉事務所		(12:00~13:00を除  く)	
相談	ごと、悩みごとに  関する相談	医療安全支援センター	0264-25-2231	,	
		松本保健福祉事務所 医療安全支援センター	0263-40-1937		
		大町保健福祉事務所 医療安全支援センター	0261-23-6525		
		長野保健福祉事務所 医療安全支援センター	026-223-2131		
		北信保健福祉事務所	0269-62-3105		
		医療安全支援センター 長野市医療安全支援センター	026-226-6000	月~金	
		【長野市保健所内(長野市民の方)】 松本市医療安全支援センター	(医療相談専用電話) 0263-40-0800	8:30~17:15 月~金	
		【松本市保健所内(松本市民の方)】	(医療相談専用電話)	8:30~17:15	
医 位下 ② 古 N 野奶 ) マ	医師の就業先(勤	長野県ドクターバンク【健康福祉部		П	
医師の就職に関する相談	務内容、待遇、住まい等含む)に関	医師·看護人材確保対策課医師係	026-235-7144	月~金 8:30~17:15	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	する相談	内】			
	女性医師等のライ フステージに応じ				
女性医師の就 労等に関する	た就労やキャリア	健康福祉部医師 • 看護人材確保対策	026-235-7144	月~金	
相談	形成をはじめ、 様々な悩みや不安 に関する相談	課医師係	020-235-7144	8:30~17:15	
国民健康保険	国民健康保険に関	健康福祉部健康増進課	026-235-7096	月~金	
に関する相談	する疑問や相談	国民健康保険室		8:30~17:15	
		不妊・不育専門相談センター 【長野県看護協会会館内】	0263-35-1012		
	不妊治療等に関する情報提供、不			火・木	
不妊・不育症		・不妊・不育専門相談員による相談	10:00~16:00 土		
に関する相談	妊・不育症に関す る悩みの相談			13:00~16:00 (面接は要予約)	
	S IN TO THE	  ・医師による相談		毎月第4木曜日 (要予約 予約受付時間	
		Danke & State		は上記のとおり)	
プレコンセプ	男女問わず性や生	性と健康の助産師相談	0060 01 0015	木	
ションケアに 関する相談	殖に関する相談	・助産師による相談 【長野県助産師会】	0263-31-0015	$   \begin{array}{c}     10:00 \sim 14:00 \\     19:00 \sim 21:00   \end{array} $	
難聴(児)に	子どもの難聴に関	長野県難聴児支援センター	TEL 0263-34-6588	月~金	
関する相談	する相談	エイズ・性感染症の相談・検査予約専	FAX 0263-34-6589 耳電話	8:30~17:15	
		佐久保健福祉事務所	0267-63-3164		
		上田保健福祉事務所 諏訪保健福祉事務所	0268-25-7149 0266-57-5656		
		伊那保健福祉事務所	0265-76-9977		
エイズ・性感	エイズ、その他の	飯田保健福祉事務所 "阿南支所(相談のみ)	0265-52-0812 0260-22-2206	月~金	
染症の相談	性感染症の相談	木曽保健福祉事務所	0264-24-2220	8:30~17:15	
		松本保健福祉事務所	0263-47-7831		
		大町保健福祉事務所	0261-23-6527		
		長野保健福祉事務所 北信保健福祉事務所	026-225-0812 0269-62-3107		
		表野市保健所 (長野市民の方)	026-226-9966		
		松本市保健所(松本市民の方)	0263-40-0703		

相談項目	相談内容	相談先	電話番号等	時間等	
		佐久保健福祉事務所	0267-63-3163		
		上田保健福祉事務所	0268-25-7148		
		諏訪保健福祉事務所	0266-57-2926		
		伊那保健福祉事務所	0265-76-6836		
		飯田保健福祉事務所	0265-52-0443	<u> </u>	
栄養相談	専門的な栄養相談	木曽保健福祉事務所	0264-25-2232	月~金	
八人人	111111111111111111111111111111111111111	松本保健福祉事務所	0263-40-1938	8:30~17:15	
		大町保健福祉事務所	0261-23-6526		
		長野保健福祉事務所	026-225-9045	4	
		北信保健福祉事務所	0269-62-6311	4	
		長野市保健所(長野市民の方)	026-226-9966	1	
		松本市保健所 (松本市民の方)	0263-40-0701 TEL 0263-34-6587		
		長野県難病相談支援センター	FAX 0263-34-6589		
		佐久保健福祉事務所	0267-63-3164	1	
		上田保健福祉事務所	0268-25-7149	1	
		諏訪保健福祉事務所	0266-57-2927	1	
		伊那保健福祉事務所	0265-76-6837	1	
		飯田保健福祉事務所	0265-53-0444	<b>1</b>	
難病相談	難病に関する相談	木曽保健福祉事務所	0264-25-2233	月~金	
7 m/13 / 17 m/2	/m/14 ( =  ) (4 / 3 /   1 /   1 /	松本保健福祉事務所	0263-40-1938	8:30~17:15	
		大町保健福祉事務所	0261-23-6529	1	
		長野保健福祉事務所	026-225-9039	1	
		北信保健福祉事務所	0269-62-6104	1	
		健康福祉部保健・疾病対策課	026-235-7150	1	
		長野市保健所(長野市民の方)	026-226-9965	1	
		松本市保健所(松本市民の方)	0263-40-0701	1	
脳卒中・心臓病等総合支援	循環器病に関する 相談	信州大学医学部附属病院脳卒中・心 臓病等総合支援センター	0263-37-2891	月~金 10:00~16:00 (土・日・祝日を除く)	
センター相談	7日 取べ	精神保健福祉センター (長野県依存症相談拠点機関) (自殺対策推進センター) (ひきこもり支援センター)	026-266-0280		
		佐久保健福祉事務所	0267-63-3164	1	
	精神障がい者の社	上田保健福祉事務所	0268-25-7149	1	
	会参加、思春期の	諏訪保健福祉事務所	0266-57-2927	1	
精神保健福祉	心の問題、依存	伊那保健福祉事務所	0265-76-6837	月~金	
に関する相談	症、ひきこもり、	がきこもり、 飯田保健福祉事務所 0265-53-0444 大曽保健海祉事務所 0264-25-2233		8:30~17:15	
			0264-25-2233		
	発達障がい等の相	松本保健福祉事務所	0263-40-1938		
	談	大町保健福祉事務所	0261-23-6529		
		長野保健福祉事務所	026-225-9039		
		北信保健福祉事務所	0269-62-6104		
		長野市保健所 (長野市民の方)	026-226-9965		
		松本市保健所(松本市民の方)	0263-40-0701		
こころの健康 相談統一ダイ ヤル	"消えてしまいたい""家族や知人に死にたいと訴える人がいる""身内が自死しようもくてどうとがなるない"などの自殺に関する相談	精神保健福祉センター 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 一般社団法人日本精神科看護協会 一般社団法人日本公認心理士協会	0570-064-556	月~金 9:30~16:00 18:30~22:30	
精神科医療相 談	緊急に精神科医療 を必要とする方の 相談	精神障がい者在宅アセスメントセン ター 「りんどう」	0265-81-9900	毎日 17:30~8:30	
発達障がいに 関する相談	発達障がいに関す る情報提供、紹介	長野県発達障がい情報・支援セン ター	0263-37-2725	月~金 9:00~16:00	
心の電話相談	心の健康に関する相談 相談員の傾聴により、話を聞いてもらいたい人に対応します。	心の電話相談員による相談	026-217-1680	月~金 9:30~16:00	

相談項目	相談内容	相談先	電話番号等	時間等		
77.10 \$ 2 \$ 7 1	11.13 1. 7	佐久総合病院	0267-82-3131	月~金 8:30~17:00		
		千曲荘病院	0268-75-5262	月~土 8:00~17:00		
		諏訪赤十字病院	0266-78-4560	月~金 9:00~17:00 (祝日除く)		
	県立こころの医療センター駒ヶ根	0265-98-0766	月~金 8:30~17:00 (祝日除く)			
		飯田病院	0265-22-3157	月~金 9:00~17:00		
		県立木曽病院	0264-22-2704	月~金 9:30~17:00 (祝日除く)		
認知症に関する相談	認知症疾患に関する相談 の相談	桔梗ヶ原病院	0263-54-7880	月~水、金 9:00~17:00 木・土 9:00~12:00		
		城西病院	0263-32-1338	月~金 10:00~16:00		
		北アルプス医療センターあづみ病院	0261-61-1190	月~金 8:30~17:00		
		栗田病院	026-228-6666	月~金 8:30~17:00		
		北信総合病院	月~金 10:00~16 月~金 8:30~17:0 026-228-6666 月~金 8:30~17:0 0269-23-4310 月~金 9:00~17:0 (祝日、年末年始をく) 月~金 13:00~20:0 (年末年始・祝祭日 く) 0267-63-3297 0268-25-7152 0266-57-2929 0265-76-6839 0265-53-0446 0264-25-2235 0263-40-1942			
	若年性認知症に関 する相談	若年性認知症コールセンター	0263-31-5006	月〜金 13:00〜20:00 (年末年始・祝祭日を除 く)		
		佐久保健福祉事務所	0267-63-3297			
		上田保健福祉事務所				
		諏訪保健福祉事務所		_		
		伊那保健福祉事務所		月~金		
	<b>本日のは人具の法</b>	飯田保健福祉事務所				
食品衛生に関	食品の安全性や衛	木曽保健福祉事務所				
する相談	生管理、表示など に関する相談	松本保健福祉事務所	0263-40-1942	8:30~17:15		
	に関する相談	大町保健福祉事務所 長野保健福祉事務所	0261-23-6528	<del> </del>		
		北信保健福祉事務所	0269-62-3106	<del>-</del>		
		健康福祉部食品・生活衛生課	026-235-7155	1		
		長野市保健所(長野市民の方)	026-226-9970	1		
		松本市保健所(松本市民の方)	0263-40-0705	1		
		佐久保健福祉事務所	0267-63-4191			
		上田保健福祉事務所	0268-25-7153	1		
		諏訪保健福祉事務所	0266-57-2929			
		伊那保健福祉事務所	0265-76-6840			
		飯田保健福祉事務所	0265-53-0446			
		木曽保健福祉事務所	0264-25-2235	月~金		
		松本保健福祉事務所	0263-40-1943	8:30~17:15		
動物の愛護及	動物の健康・飼養	大町保健福祉事務所	0261-23-6528	-		
び管理に関す	公式TH17 月日・ナフ ナロラ火	長野保健福祉事務所	026-225-9065	4 1		
る相談		北信保健福祉事務所	0269-62-6035	-{		
1		健康福祉部食品・生活衛生課	026-235-7154	<del> </del>		
		長野市保健所(長野市民の方) 松本市保健所(松本市民の方)	026-262-1212 0263-40-0706	<del> </del>		
		動物愛護センター	0267-24-5071	開館日(火〜日) (ただし、点検日等の休 館日あり) 8:30〜17:15		

## (2) 社会福祉関係の主な相談窓口等一覧

#### ○県が設置・運営するもの

	・連宮するもの	Tu = r . u	+ MV 11	1.114	-1
名称等	対象	相談人員	事業内容	備	考
福祉事務所	(誰に) 生活保護法に	(誰が) (主な職員)	(何を) 【県の福祉事務所】		
(社会福祉法		(土な槭貝)  ・所長	<ul><li>【県の価価事務所】</li><li>①生活保護の決定と実施等(生活保護法)</li></ul>		
第14条)	要とする者、児		②児童及び妊産婦の福祉に関する実情の把握、		
分 14 米/	安とりの有、児   童、高齢者、母	・ 在 会 倫 位 土 争 ・ 本 察 指 導 員	砂児重及い妊産婦の倫価に関する美情の把握、   相談・調査・指導、助産施設及び母子生活支		
1. 目の旧暦短					
*県の保健福	子、父子、障が	・現業員	援施設への入所事務等(児童福祉法)		
祉事務所福祉	い者等	•面接相談員	③母子・父子・寡婦福祉に関する実情の把握、		
課(10)に併		• 就労支援員	相談・調査・指導等(母子及び父子並びに寡		
置及び 19 市		• 身体障害者福	婦福祉法)		
に設置		祉司	④老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害		
		• 知的障害者福	者福祉法に係る市町村相互間の連絡調整・情		
		祉司	報提供、その他必要な援助及び広域的な見地		
		• 老人福祉指導	からの実情把握等		
		主事			
		・家庭児童福祉	【市の福祉事務所】		
		主事	上記①~③		
		• 女性相談員	④老人の実情把握、情報提供・相談及び調査指		
		• 母子父子自立	導、施設への入所事務等(老人福祉法)		
		支援員	⑤身体障がい者の発見・相談・指導、情報提供、		
		• 嘱託医	施設への入所事務等(身体障害者福祉法)		
			⑥知的障がい者の実情把握、情報提供、相談・		
			調査指導、施設への入所事務等(知的障害者		
			福祉法)		
生活就労支援	生活困窮者自立	(主な職員)	・町村部の生活困窮者等からの相談に包括的に		
センター「ま	支援法に基づく	・主任相談支援	対応(市部は市が実施)		
いさぽ」	「※生活困窮	員	・「アウトリーチ」を含め、生活保護に至る前		
(生活困窮者	者」	• 相談支援員	の段階から早期に支援		
自立支援法第			・一人ひとりの状況に応じ、自立に向けた自立		
5条)		員	支援計画(プラン)を作成		
		,	2		
	   ※就労の状況、				
※長野県社会	心身の状況、地				
福祉協議会に	域社会との関係				
委託実施	性その他の事情				
(県下9か所					
に設置)	済的に困窮し、				
(C以旦.)	*,				
	最低限度の生活				
	を維持すること				
	ができなくなる				
	おそれのある者				

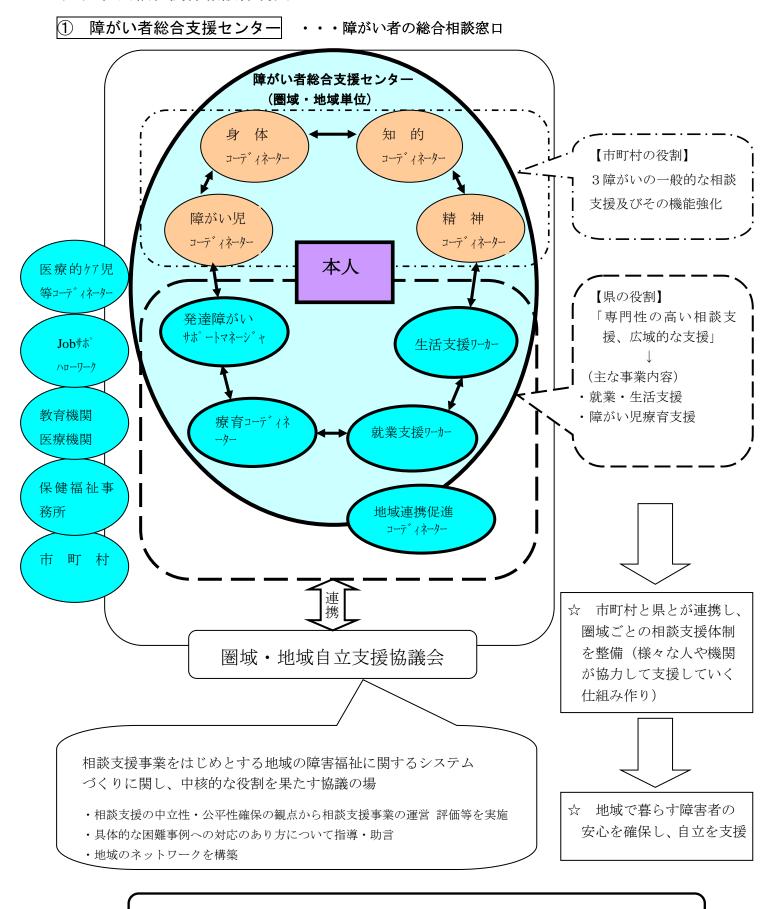
#### (市町村と協同して運営)

(11 111 21	からして生音/	1		
名称等	対 象	相談人員	事業内容	備考
	(誰に)	(誰が)	(何を)	(経緯・予算・実績等)
障がい者総合 支援センター *県内10 圏域 毎に設置	障がい者	・市町村障がい者 相談支援事業 に係る職員 ・療育コーディネーター ・生活支援ワーカー ・就業支援ワーカー 全県で 183 人 (R5.4.1 現在) (うち、111 人は 市町村事業)	<ul> <li>・面接、電話、訪問等による相談 支援(生活全般、就業等)</li> <li>・保健、福祉サービス利用の援助、 調整</li> <li>・障がい児等の療育支援 等</li> </ul>	<ul> <li>・H16.10 3障がい対応の総合相談窓口として設置。なお、H18年10月の自立支援法施行により、一般的な相談業務は市町村が実施主体となった。</li> <li>・R4年度相談実績延154,543件・R6予算額(県)1億8,147万2千円(一部国補)</li> </ul>

#### ○県以外が設置・運営するもの

		y U *>		
名称等	対 象	相談人員	事業内容	備考
	(誰に)	(誰が)	(何を)	(経緯・予算・実績等)
市町村社会福祉 協議会 (日常生活自立 支援事業について) *基幹的社協、単 独社協計 49 カ所 で実施	認知症高 齢者・ 知的障害 者等	基幹的社協、単独社協の職員	<ul><li>・福祉サービスの利用手続の代行等</li><li>・預貯金の出し入れ、公共料金の支払い等金銭管理</li><li>・預金通帳、権利証書、保険証書など書類等預かり</li></ul>	<ul> <li>・県社協が基幹的社協に委託して実施</li> <li>・令和5年度相談実績103,554件</li> <li>・R6予算額(県)1億495万7千円(国県各1/2)</li> </ul>
地域包括支援センター *県内138 箇所(R6.4.1 現在) ・直営:70 ・市町村からの 委託:68	高齢者	・保健師 ・社会福祉士 ・主任クアマネジャー 各1人配置を標準 ※ただし、第一号被保険 者の数に応じ、地域の 実状に応じ判断可。	・高齢者や家族に対する 総合的な相談窓口 ・介護予防ケアマネジメント ・高齢者の権利擁護支援 ・ケアマネジャーの支援 等	・市町村が設置 ・運営財源 地域支援事業交付金 等

#### (3) 社会福祉関係相談体制図



スタッフは10圏域に183人(令和5年度)

- i 相談員/コーディネーター (3 障がい・障がい児の相談対応)・・・市町村が配置 在宅の障がい児 (者)及び保護者や障がい児 (者)の支援に関わる者などの個々の要望に対 して一般的・総合的な相談窓口となり、以下のような多様な支援を行う。
  - 在宅の障がい者及び保護者に対し、家庭への訪問等により地域生活に関する相談に応じるとともに、各種医療・保健・福祉サービスの提供にかかる援助・調整等を行う。
  - 在宅障がい児(者)の地域生活に対する日常的なボランティア活動を行う者の育成及び地域 住民に対する障がい者への理解促進のための啓発活動。
  - 障がい者の生活ニーズに対応した住居や働く場など社会資源の開発等についての企画・提言 や社会参加を目指す障がい者を受け入れる家族、学校、会社等に障がいに関する理解を求める ための活動。
- ii 療育コーディネーター・・・県 (障がい者支援課) が配置
- 在宅の障がい児及び保護者、支援者(保育士、教員等)などから直接または関係機関を通じて寄せられる高度専門的な相談に対し、専門機関と連携をとりながら対応する。
- 県が実施すべき訪問療育、外来療育、施設支援といった個々の事業を活用してそれぞれの問題に応じた高度専門的な療育支援を行う。
- 問題が生じた場面ごとの対応だけではなく、ライフステージの変更(進学等)、支援者の変更(保育士→教員、教職員の人事異動等)を経ても一貫した情報共有、療育支援が実施されるようサポートする。
- iii 発達障がいサポート・マネージャー・・・県(次世代サポート課)が配置

発達障がい支援に関する幅広い知識と支援経験を有する者が各圏域内で以下の業務を行う。

- 支援者への直接的な支援(支援者からの相談受付及びチームアプローチに向けた支援)
- 支援者への間接的な支援(地域づくり、ネットワークづくりの支援)
- 発達障がい者情報・支援センター業務(地域支援の充実を図るため、センター職員として位置付け、センターのサテライト機能を担う)
- iv 地域連携促進コーディネーター・・・県(障がい者支援課)が配置〈4ブロックに配置〉 障がい者就労施設(主に就労継続支援B型事業所)の工賃アップのため、以下のような支 援を行う。
- 工賃向上計画の作成及び実行上のアドバイス
- 地域課題等の把握及び地域の企業等への事業所の紹介、マッチング
- 事業所の新規自主製品開発等に係る助言及び販路開拓
- 法人・事業所間の連携及び大規模な作業等の発注に対する複数事業所による共同受注に関する企画・調整

#### 〈障害者就業・生活支援センター内業務〉

v 就業支援ワーカー・・・国が配置

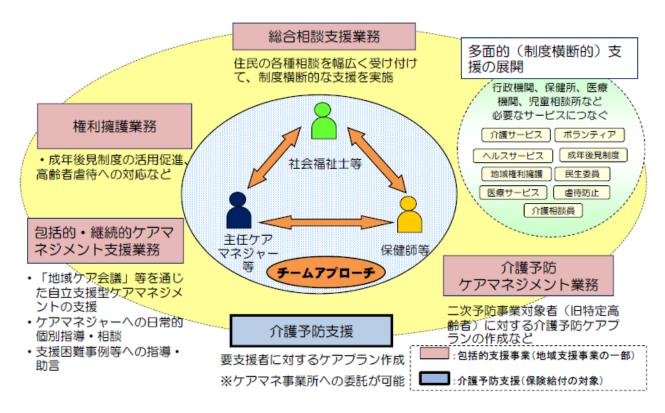
障がい者の職業生活における自立を図るため、以下の業務を行う。なお、各センターの就業支援ワーカーの内1名は「主任就業支援ワーカー」としてセンターの支援業務を統括する役割を担う。

- 障がい者からの相談に応じ、その就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の援助を行う。
- 事業主に対して障がい者の就職後の雇用管理に係る助言等を行う。
- 障がい者に対して障害者職業総合センター、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センター又は事業主により行われる職業準備訓練を受けること及び職場実習を行うことについてあっせんする。
- 障がい者雇用支援者に関する情報の収集及び提供、障がい者雇用支援者に対する研修を行う。
- 前各項目の業務の円滑かつ有効な実施に資するため、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センター、社会福祉施設、医療施設、盲学校、ろう学校、養護学校、当事者団体等の関係機関との連絡会議を開催し、これら機関との連携を図る。
- vi 生活支援ワーカー・・・県(障がい者支援課)が配置

障がい者等の家庭や職場等の訪問等により、障がい者の職業生活に伴って生じる本人の生活上の相談、職業生活に関する相談、金銭・衣食住に関する相談、余暇活動、近隣との人間関係及び親戚等との関係調整、地域生活に関する相談等に応じるなど、生活に必要な支援を行う。

417

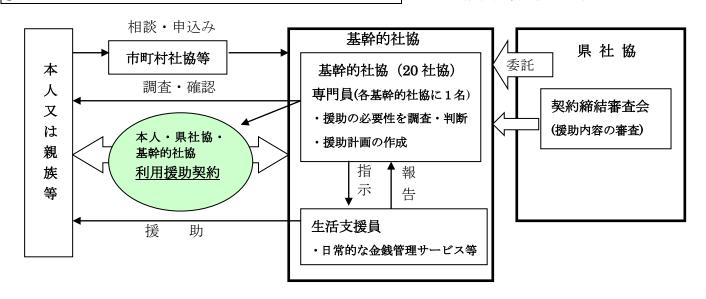
#### ② 地域包括支援センター ・・・高齢者の総合相談窓口



(厚生労働省ホームページより)

#### ③ 日常生活自立支援事業(県・市町村社協実施事業)

#### ・・・権利擁護に関する相談体制



## (4) 社会福祉関係各種相談員等一覧

職名	職	務	内	容	根拠法令等	人員	備	考	設置年度
民生委員・児童委員	特別職の地 相談・援助 努め、また 業務に協力	を行い <sup>批</sup> 社会福祉	地域の福	祉増進に	民生委員法 児童福祉法	3,847人 (定数)	中核市除く		S23
(主任児童委員)	児童委員の 力を行う。	活動に対	する援	助及び協	児童福祉法	(うち 330人)	(同上)		Н5
戦傷病者相談員	戦傷病者の談、助言、携を図る。		-		戦傷病者特別 援護法	1人			S40
戦没者遺族相談員	戦没者遺族 助言、指導 図る。				戦没者遺族相 談員設置要綱	36人	各郡、市ご 置	とに配	S45
自立指導員	中国帰国者 言語、就職 に応じ必要	等の諸問	問題に関	する相談	社会・援護局 長通知	4人	県下6地区	に配置	S52
自立支援通訳	中国帰国者合や介護サまた支援給受ける場合	ービスを 付実施機	・利用す と関等か	る場合、 ら援助を	社会・援護局 長通知	6人	県下7地区	に配置	Н1
中国帰国者支援相談員	中国帰国者 言語、就職 に応じ必要 関係機関と	等の諸問 な助言、	問題に関 指導を	する相談 行うほか	健康福祉部会 計年度任用職 員設置要綱	5人	県下5地区	に配置	S53
生活保護就労支援員	稼働可能な 職業選択相 活動支援等	談、求人	情報提	供、就労	生活保護法	5人	県下5地区	に配置	Н27